

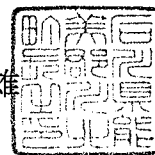
川北町告示第2号

令和6年能登半島地震により被災した納税者に対する町税の申告、納付等の期限を延長するので、次のとおり告示する。

川北町税条例（昭和56年条例第3号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月18日

川北町長 前 哲 雄



指定地域
富山県 石川県